

秋田県環境保全型農業直接支払交付金実施要領

第1 目的

この要領は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第3条第3項第3号に規定する事業を実施する農業者団体等に対する支援を行うため、環境保全型農業直接支払交付金事業の実施について、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年4月1日3農産第3817号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）及び環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長通知。以下「国実施要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 対象活動

1 全国共通取組

国実施要領第4の1の(1)のイに基づく「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用に係る堆肥施用量」の「稲わら堆肥以外の堆肥」について、秋田県設定を次のとおりとする。

また、長期中干しについては、カドミウム含有米生産防止対策実施要領に基づき生産防止計画を作成・実施をしている地域を対象外とする。

【炭素貯蔵効果の高い堆肥の水質保全に資する施用に係る堆肥施用量(秋田県設定)】

作物 (品目)	堆肥の種類	設定した 施用量 (t/10a)	国の環境保全型農業直接 支払交付金の10a当たり の交付単価 (円/10a)	国の環境保全型農業直接 支払交付金と一体的に地 方公共団体が交付する 交付金を加えた交付金の 10a当たりの単価 (円/10a)	備考
水稻	C/N比10以上で腐熟した堆肥	0.5	1,100	2,200	概ねを適用する
水稻以外の作物	C/N比10以上で腐熟した堆肥	0.5	700	1,400	概ねを適用する

※堆肥施用量は、土壌診断結果を基に散布する堆肥の成分を考慮して決定すること。

※また、堆肥の成分において、窒素及びリン酸の各成分量の合計が、必要とする投入成分量を超えないようにすると共に、堆肥由来の窒素成分量が（堆肥の肥効率を考慮）が原則として県の施肥基準を上回らない量としなければならない。

2 地域特認取組

国交付等要綱別紙第1の4の(9)のその他都道府県知事が特に必要と認める取組（以下「地域特認取組」という。）は、5割低減の取組に以下の取組を組み合わせたものとし、要件は以下のとおりとする。

(1) 冬期湛水管理

冬期湛水管理は、冬期間の水田に水を張る取組であって、以下のすべてを満たすものとする。

ア 2ヶ月以上の湛水管理を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられていること。

イ 集団的な取組を推進するために、市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であり、かつ、生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市

町村長の承認等を得た取組であること。なお、市町村等が作成した計画とは、市町村等が作成した地域の環境保全に関する計画であって、以下の内容が記載されたものとする。

- (ア) 生物多様性保全に関する市町村等の基本的考え方が記載されていること。
- (イ) 生物多様性保全の取組を推進するための方策として冬期湛水管理が位置づけられていること。
- (ウ) 取組農業者に対し、市町村等の基本的な考え方や生物の生息状況等の情報を共有するために必要な取組を実施する旨について記載されていること。

(2) 総合的病害虫・雑草管理(IPM) と組み合わせた畦畔除草及び秋耕の実施

総合的病害虫・雑草管理(IPM) と組み合わせた畦畔除草及び秋耕の実施は、主作物である水稲の「総合的病害虫・雑草管理(IPM) 実践指標(水稲)」以下、「水稲IPM実践指標」という。)に基づく管理と、水稲生育期間中の畦畔除草について、除草剤を使用せず草刈り機械等による除草と水稲収穫直後の耕耘(秋耕)を組み合わせた取組であって、以下のすべてを満たすものとする。

- ア 主作物について、水稲IPM 実践指標のうち31項目以上を実践していること。
- イ 水稲生育期間中、畦畔除草を、除草剤を使用せず、草刈り機械等により4回以上実施していること。
- ウ 水稲収穫直後に耕深5センチメートル程度の耕耘(秋耕)を実施していること。
- エ 多面的機能支払による畦畔除草に対する支援が行われていないこと。

(3) 総合的病害虫・雑草管理(IPM) と組み合わせた畦畔除草及び無代かき移植栽培の実施

総合的病害虫・雑草管理(IPM) と組み合わせた畦畔除草及び無代かき移植栽培の実施は、主作物である水稲の「総合的病害虫・雑草管理(IPM) 実践指標(水稲)」以下、「水稲IPM実践指標」という。)に基づく管理と、水稲生育期間中の畦畔除草について、除草剤を使用せず草刈り機械等による除草と無代かき移植栽培を組み合わせた取組であって、以下のすべてを満たすものとする。

- ア 主作物について、水稲IPM 実践指標のうち31項目以上を実践していること。
- イ 水稲生育期間中、畦畔除草を、除草剤を使用せず、草刈り機械等により4回以上実施していること。
- ウ 移植は、代かき作業を行わず、濁水流出を抑制する無代かき移植栽培を実施していること。ただし、漏水により生育に支障をきたす懸念があるため、やむを得ず行う額縁代かきについては可とする。
- エ 多面的機能支払による畦畔除草に対する支援が行われていないこと。

(4) 炭の投入

炭の投入は、主作物の栽培期間の前後いずれかに炭を投入する取組であって、以下のすべてを満たすものとする。

- ア 炭を50kg/10a以上又は500L/10a以上ほ場に投入すること。

イ 投入する炭は植物を炭化して製造した炭であって、購入したものを使用すること。

第3 実施状況の確認

市町村による対象活動の実施状況の確認は、国実施要領別記5に定めるとおりとし、国実施要領別記5の1の(1)のクの現地見回りによる確認項目は以下のとおりとする。

なお、現地確認を行った際は状況写真を撮影し、証拠書類として保管すること。

- 1 冬期湛水管理の実施状況
- 2 畦畔除草及び秋耕の実施状況
- 3 畦畔除草及び無代かき移植栽培の実施状況
- 4 炭の投入の実施状況

第4 交付単価及び交付額

第2の農業生産活動に係る国からの交付金に県及び市町村が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価は、別表1のとおりとする。

- 1 県の交付金の交付に関する基本的考え方
県の交付金（国からの交付金除く。）は、市町村が県が交付する交付金と同額以上の支援を行う対象活動に対して交付するものとする。
- 2 国からの交付金の交付額の調整が行われた場合における県の交付金の交付に関する考え方
国実施要領第6及び別記3に基づき、国からの交付金の交付額の調整が行われた場合、県の交付金の交付については原則として国の交付額の調整の考え方に合わせ交付単価及び交付額を交付するものとする。

第5 事務手続

国実施要領第9の証拠書類の保管において1の(8)の書類は以下のとおりとする。

- 1 第2の2の(1)の取組を実施した場合に必要な書類
 - (1) 冬期湛水状況写真
 - (2) 有機質肥料を施用した場合は、購入量を証明する購入伝票等の写し
 - (3) 畦補強を実施した場合は、漏水防止の措置状況が把握できる写真（措置前後）
※ 畦補強については、湛水が困難と判断できる施工前写真および改善されたと判断できる施工後写真を保管すること
- 2 第2の2の(2)の取組を実施した場合に必要な書類
 - (1) 畦畔除草状況写真(4回分)
 - (2) 秋耕状況写真
 - (3) 作業日誌
 - (4) 水稻IPM 実践指標に基づく取組状況を記載したチェックシート
 - (5) 確認書（多面的機能支払による畦畔除草への交付金が支払われていないことを確認）
- 3 第2の2の(3)の取組を実施した場合に必要な書類

- (1) 畦畔除草状況写真(4回分)
- (2) 無代かき移植栽培状況写真
- (3) 作業日誌
- (4) 水稲IPM 実践指標に基づく取組状況を記載したチェックシート
- (5) 確認書(多面的機能支払による畦畔除草への交付金が支払われていないことを確認)

4 第2の2の(4)の取組を実施した場合に必要な書類

- (1) 炭の投入状況写真
- (2) 炭の購入量を証明する購入伝票等の写し
- (3) 作業日誌

5 その他市町村が必要と認める書類(各取組共通)

附 則

この要領は平成25年5月16日から施行する。

附 則

- 1 この要領は平成26年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づき実施された事業に係る同要領に規定する手続きについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は平成27年4月2日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づき実施された事業に係る同要領に規定する手続きについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づき実施された事業に係る同要領に規定する手続きについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づき実施された事業に係る同要領に規定する手続きについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は平成29年6月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づき実施された事業に係る同要領に規定する手続きについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和元年6月3日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づき実施された事業に係る同要領に規定する手続きについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づき実施された事業に係る同要領に規定する手続きについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づき実施された事業に係る同要領に規定する手続きについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づき実施された事業に係る同要領に規定する手続きについては、なお従前の例による。

別表1 (交付単価)

農業生産活動	対象作物	内容	対象地域	国からの交付金に県及び市町村が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価(円/10a)	県が交付する交付金の10a当たりの交付単価(円/10a)	摘要
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と 炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組	水稲	C/N比 10以上の腐熟した堆肥 概ね 1t/10a 施用	県全域	4,400円	1,100円	全国共通取組
	水稲以外	C/N比 10以上の腐熟した堆肥 概ね 1.5t/10a 施用	県全域	4,400円	1,100円	
	水稲	C/N比 10以上の腐熟した堆肥 概ね 0.5t/10a 施用	県全域	2,200円	550円	全国共通取組 (県設定分)
	水稲以外	C/N比 10以上の腐熟した堆肥 概ね 0.5t/10a 施用	県全域	1,400円	350円	
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と カバークロープ(緑肥の作付け) を組み合わせた取組	作物全般	主作物の栽培期間の前後のいずれかに カバークロープ(緑肥) を作付けし、すき込む取組	県全域	6,000円	1,500円	全国共通取組
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と リビングマルチ(緑肥の作付け) を組み合わせた取組	畑作物	主作物の畝間に 緑肥(下記以外) を作付けする取組	県全域	5,400円	1,350円	全国共通取組
	畑作物	主作物の畝間に 緑肥(小麦、大麦・イタリアンライグラス) を作付けする取組	県全域	3,200円	800円	全国共通取組
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と 草生栽培(緑肥の作付け) を組み合わせた取組	果樹	果樹園地に 草生栽培(緑肥の作付け) をする取組	県全域	5,000円	1,250円	全国共通取組
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と 不耕起播種 を組み合わせた取組	主作物が麦(小麦、二条大麦、六条大麦又ははだか麦)、大豆	前作の畝を利用し、畝の播種部分のみを耕起する専用の播種機(乗用管理専用機又はトラクターに装着した専用のアタッチメントを含む)による播種を行う取組 ※播種前に、茎葉処理剤の除草剤を散布すること	県全域	3,000円	750円	全国共通取組
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と 長期中干し を組み合わせた取組	水稲	稲の生育中期に 10アールあたり1本以上の溝切り を実施した上で 14日以上の中干し を実施	県全域 ※カドミウム生産防止計画区域は除く	800円	200円	全国共通取組
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と 秋耕 を組み合わせた取組	水稲	収穫後に耕うん(秋耕)を実施し、翌春に水稲の作付け(湛水)を行うこと。耕うんは湛水の4ヶ月以上前に実施	県全域	800円	200円	全国共通取組
有機農業 (化学肥料及び化学合成農薬を使用しない)の取組 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> (注) 土壌診断を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、カバークロープ、リビングマルチ又は草生栽培のいずれか1つ以上を実施する場合 </div>	そば等雑穀、飼料作物以外	化学肥料、化学合成農薬を使用しない取組、かつ「国際水準の有機農業」=有機JASに合致する取組 このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り(※注)2,000円を加算。	県全域	12,000円	3,000円	全国共通取組
	そば等雑穀、飼料作物	化学肥料、化学合成農薬を使用しない取組 (本県では飼料作物を対象としていない)	県全域	3,000円	750円	
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と 冬期湛水管理 を組み合わせた取組	水稲	鳥類等の生息場所を確保するため水田に水を張る取組 (有機質肥料施用、畦補強等実施)	県全域	8,000円	2,000円	地域特認取組
	水稲	鳥類等の生息場所を確保するため水田に水を張る取組 (有機質肥料施用、畦補強等未実施)	県全域	7,000円	1,750円	地域特認取組
	水稲	鳥類等の生息場所を確保するため水田に水を張る取組 (有機質肥料未施用、畦補強等実施)	県全域	5,000円	1,250円	地域特認取組
	水稲	鳥類等の生息場所を確保するため水田に水を張る取組 (有機質肥料未施用、畦補強等未実施)	県全域	4,000円	1,000円	地域特認取組

化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と 総合的病害虫・雑草管理（IPM）と組み合わせた畦畔除草及び秋耕 の実施	水稲	水稲の「総合的病害虫・雑草管理(IPM) 実践指標(水稲)」に基づく管理と、水稲生育期間中の畦畔除草について、除草剤を使用せず草刈り機械等による除草と水稲収穫直後の耕耘(秋耕)を組み合わせた取組	県全域	4,000円	1,000円	地域特認取組
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と 総合的病害虫・雑草管理（IPM）と組み合わせた畦畔除草及び無代かき移植栽培 の実施	水稲	水稲の「総合的病害虫・雑草管理(IPM) 実践指標(水稲)」に基づく管理と、水稲生育期間中の畦畔除草について、除草剤を使用せず草刈り機械等による除草と濁水流出を抑制する無代かき移植栽培を組み合わせた取組	大潟村及び八郎湖集水域	1,200円	300円	地域特認取組
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と 炭の投入 を組み合わせた取組	全作物	主作物の栽培期間の前後いずれかに炭を 50kg/10a以上又は500L/10a以上 ほ場に投入する取組	県全域	5,000円	1,250円	地域特認取組
有機農業(化学肥料、化学合成農薬を使用しない取組、かつ「国際水準の有機農業」=有機JASに合致する取組)の取組の拡大に向けた活動	そば等雑穀、飼料作物以外	有機農業(そば等雑穀、飼料作物以外)に新たに取組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体を支援し、活動によって、新たに有機農業の取組を開始した農業者の有機農業の取組面積に応じて加算	県全域	4,000円	1,000円	取組拡大加算

※環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱(令和4年4月1日3農産第3817号農林水産事務次官依命通知)及び同要領(平成23年4月1日付け22生産第10954号生産局長通知)に基づき設定。